

令和7年度 第3回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開催日時	令和8年2月16日（月）午後1時56分～午後2時24分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
委員長	井元会長
出席者	<p>【協議会委員】 本多委員、末藤委員、河相委員、奥本委員、山田委員、西田委員</p> <p>【事務局（市職員）】 〈福祉部〉 澤田部長 （福祉総合相談課）岩崎次長兼課長、杉林主幹兼相談3グループ長、萩原 （福祉指導監査課）石井課長、前西課長代理兼指導監査係長、保知</p> <p>〈健康医療部〉 （長寿介護課）多田次長兼課長</p> <p>【地域包括支援センター】 石原（清溪・忍頂寺・山手台）、内山（安威・福井・耳原）、山本（豊川・郡山・彩都西）、森山（太田・西河原）、藤井（三島・庄栄）、田村（東・白川）、岡田（春日・郡・畑田）、藤岡（沢池・西）、島田（春日丘・穂積）、山根（茨木・中条）、西谷（大池・中津）、野田（天王・東奈良）、橋本（玉櫛・水尾） 中尾（玉島・葦原）、</p>
欠席者	立花委員、富永委員、加藤委員、大北委員、佐田委員

<p>議 題</p>	<p>(1) 審議案件</p> <p>1 地域密着型サービス事業者の指定について 【資料1】 (内容) 地域密着型通所介護 1 件</p> <p>2 職員配置基準の緩和等について 【資料2】 (内容) ・保健師等が欠員の場合の看護師の配置について ・事務職兼介護支援専門職員の配置要件について ・欠員期間の戻入額算定方法の変更について</p> <p>3 令和8年度茨木市地域包括支援センター運営方針(案)について 【資料3】</p> <p>(2) その他の案件 今後の予定・連絡事項等 【資料4】</p> <p>(3) 閉会</p>
<p>資 料</p>	<p>配席表 委員からの事前質問・提案への回答 令和7年度第3回茨木市地域包括支援センター運営協議会会議次第</p> <p>資料1 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料2 職員配置基準の緩和等について(案) 資料3 令和8年度 茨木市地域包括支援センター運営方針(案)について 資料4 機構改正について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局（萩原）	<p>1 開会</p> <p>それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、本日配布の資料の確認をさせていただきます。一番上から、配席表、委員からの事前質問・提案への回答、運営協議会の皆様のみ資料2の差し替え分。続きまして、ここからは協議会委員以外の方々のお手元には、会議の次第、資料1「指定地域密着型サービス事業者の指定について」、資料2「職員配置基準の緩和等について」、資料3「令和8年度茨木市地域包括支援センター運営方針案について」、資料4「機構改正について」、以上となっております。資料の不足等ございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本協議会設置規則第6条第1項の規定に基づきまして、井元会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
井元会長	<p>それでは、ただいまから、令和7年度第3回茨木市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>まず初めに、本日の委員の出席状況について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局（萩原）	<p>本日は、運営協議会委員12名中、7名の出席をいただいております。欠席委員は、立花委員、富永委員、加藤委員、大北委員、佐田委員、以上の5名でございます。委員の半数以上がご出席でございますので、本協議会設置規則第6条第2項により、会議は成立いたしております。また、傍聴の方は5名いらっしゃいます。</p>
井元会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、委員からいただいた事前質問については、事務局からの説明に含めて回答する予定といたしております。</p> <p>それでは、会議次第1の（1）、審議案件の1「地域密着型サービス事業者の指定について」を議題といたします。</p>

事務局（前西）	<p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>茨木市福祉指導監査課の課長代理の、前西と申します。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、私から地域密着型サービス事業者の指定案件について、説明させていただきます。今回、1件県の申請がありました。右肩に資料1と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>1ページ目は、事業所の概要について記載しております。事業主体は有限会社ケアプランセンターあきであり、令和8年3月1日付でゴリゴリデイの事業所名称で地域密着型通所介護の指定を受ける予定です。地域密着型通所介護は、2ページ目以降についてはですね、主な人員、設備、運営基準、その適合状況、その他の基準について運営規程等を記載しておりますので、別途資料をご確認ください。</p> <p>次に、事業者の経歴について説明いたします。有限会社ケアプランセンターあきは、茨木市内で訪問介護、居宅介護支援、訪問看護、地域密着型通所介護を運営する法人です。同法人は、令和6年4月に同じく山手台で機能訓練として買物を行う特徴を持つ地域密着型通所介護の指定を受けていました。しかし、利用定員を上回る利用者希望があったため、以前「リハビリランドあき」として通所介護を運営していた区画を新規事業として活用する予定です。次ページ以降は、地域密着型通所介護の各種基準、適合状況、事業所の運営規程、所在地についての地図等をお示ししておりますので、別途ご確認ください。</p> <p>なお、2ページ目の設備基準につきましては、2月13日の現地確認において、基準に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
井元会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件について、事前に委員からのご意見もあるようですので、事務局からご紹介をお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>福祉総合相談課相談3グループ長、杉林です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>資料1についてでございます。これに関しましては、河相委員よりご意見</p>

	<p>をいただいております。本日お配りしております事前質問・提案への回答の1ページ後段の(2)資料1についてでございます。読み上げさせていただきます。</p> <p>ご意見といたしまして、「地域密着型通所介護「ゴリゴリデイ」について、このエリアではサービス事業所が少ないため、選択肢の一つとしてニーズも高いのではと思います。『令和6年度に指定を受けた地域密着型通所介護の利用希望が定員を上回る状況』から運営開始に至る、とありますが、この通所介護は運動だけではなく、ここの地域課題でもある買い物もできるということで、色々な意味で介護予防にもつながるサービスであると思っていました。今回開設予定の「ゴリゴリデイ」では買い物はないものの、介護予防や身体機能向上、他者との交流などの目的で利用できる事業所として頑張っていたきたいです。」というご意見をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
井元会長	<p>それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかにご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいですね。</p> <p>それではお諮りいたします。本案件につきまして、指定手続を進めることとして、ご異存ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、全会一致で認められました。ありがとうございます。</p> <p>では次に、審議案件の2「職員配置基準の緩和等について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局(杉林)	<p>それでは、職員配置基準の緩和等の案についてご説明いたします。お手元の資料は、資料2でございますが、委員の皆様には事前にお送りしておりました資料に誤りがありましたので、本日お配りしております差し替え分の資料2をご覧ください。</p> <p>センターに配置する職員について、協議会でもご質問やご指摘をいただいておりますとおり、年々欠員が多くなっており、市民サービスに影響を及ぼす懸念があり、また、職員の業務負担と法人の経済的負担も増大しております。</p>

す。そのため、職員配置基準を緩和する等の策を検討しております。

まず1点目、医療職の配置についてでございます。国の基準では、保健師または「保健師に準ずる者」として一定の要件を満たす看護師の配置が求められております。「保健師に準ずる者」の要件は、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とされています。しかし、採用難が続いており、市内のセンターでは今年度で約延べ35か月の欠員を見込んでおります。そこで、保健師または「保健師に準ずる者」が現に欠けており、新規の配置が困難である場合において、法人独自に「保健師に準ずる者」の要件を満たしていない看護師を配置する場合、その人件費の一部を支払おうというものです。本来は国が求める「保健師」または「保健師に準ずる者」を配置すべきところですが、「保健師に準ずる者」の要件を満たしていない看護師であっても、センターで最大1年間勤務することにより要件を満たすこととなりますので、その後は「保健師に準ずる者」として配置することが可能となり、人材不足の対策として一定の効果を見込んでおります。しかしながら、恒常的にこういった取扱いをすべきではないとの考えから、令和8年度から令和10年度の時限措置といたしまして、3年経過した時点で、応募状況や配置状況を鑑みまして、延長の可否をお諮りしたいと考えております。

2点目は、事務職兼介護支援専門員の配置要件について、でございます。

本市では、国で定められた3職種のほか、介護支援専門員を常勤かつ専従で配置するよう求めておりますが、介護支援専門員不足により、今年度で約延べ50か月の欠員を見込んでおります。介護予防のプランは、センターが直接担当するものだけでなく、居宅介護支援事業所に委託しているものも多くございますが、委託事業所の介護支援専門員は常勤・専従とは限らず、パート勤務の介護支援専門員も少なくありません。しかし、ケアプランの担当者としては非常勤や兼務であっても支障がなく、センターに勤務する介護支援専門員だけに常勤・専従を求める合理性も乏しいことから、非常勤あるいは兼務の勤務形態をも認めようというものでございます。また、介護支援専門員の有資格者を配置することが困難である場合に、資格のない事務員の配置を求めることで、電話の取次ぎや書類の作成、介護報酬の請求などの事務作業について、3職種の負担を軽減することができるため、介護支援専門員の代わりに事務員を配置することを認めるものでございます。なお、介護支

<p>井元会長</p>	<p>援専門員を配置した場合は「予防支援計画にかかる介護報酬を得ることができる」との考えから、従来より人件費にかかる費用の一部を委託料に含めて支払っております。事務員の場合は報酬を得ることができないため、法人として収入は少なくなりますが、補填あるいは、逆に委託料の減額は行わないものとしております。また、非常勤あるいは兼務の事務員や介護支援専門員を配置した際、その勤務時間の合計が、常勤職員に換算して1に満たない場合は、相応の返還を求めるものとしております。例といたしまして「フルタイムで週3回勤務」の職員を配置した場合には、常勤職員の0.6人分となりますので、その差引き分として0.4人分にあたる委託料の返還を求めることとなります。</p> <p>3点目は、欠員が生じた期間の戻入額を算定する方法の変更について、でございます。</p> <p>現状では、欠員期間が1か月以上の場合に、欠員が生じた時点から計算し、1か月単位で委託料の返還を求めています。例といたしまして、4月1日から7月15日まで欠員があった場合ですと、3か月半の欠員となりますので、端数を切り捨てまして3か月分の返還を求めています。この条件ですと、例えば職員が急な病気で休職あるいは退職した場合に、人員補充が間に合わず、委託料の返還が生じてしまうということで法人には負担となっております。近隣他市の状況を聞き取りしましたところ、委託料の返還を求めるのは欠員が3か月以上になった場合が多く、本市でも同様に変更したいと考えております。既に委員の皆様にお送りしておりました資料では、このところが3か月经過した時点から返還を求めるとの記載になっておりましたが、これが誤りで、3か月目から返還を求めるという内容で今回検討しております。先ほどの例でいきますと、3か月半の欠員ということですので、1か月目と2か月目は返還を求めず、残り1か月半の端数を切り捨てまして、1か月分の返還を求めるということとなります。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>欠員があるという状況が常態化しているということですので、市民サービスへの影響を懸念してということでの緩和についての案ということになっ</p>
-------------	---

<p>西田委員 井元会長</p>	<p>でございます。</p> <p>いいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>では、西田委員、よろしく願いいたします。</p>
<p>西田委員</p>	<p>後ろの包括の現場の方に返事はいただかなくてもいいんですけど、欠員期間が3か月に延びても、実際人員は入ってきますか。地域包括って、専門職で資格がかなり厳しい要件の中で運営されてますけれど、3か月に伸びたところで、新しく資格を持った方が入ってこられるか。ものすごい大げさな言い方になりますけれど、14か所の包括を維持するに当たって危機ですよ。現場がすごい大変なのは分かります。私も現場の人間なもので、すごい厳しいことは分かります。何かしら緊急に手を打っていかないと。事業所に任せるのではなく、もう自治体で何とか人員の確保をやっていくしかないです。</p> <p>以上です。</p>
<p>井元会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご意見に対しまして、何か事務局ございますか。</p>
<p>事務局（杉林）</p>	<p>人材不足というのは、本当に今大変な問題であると実感しているところでございます。</p> <p>まず、ここ数年、包括の委託料を改定をしていなかったところもありますので、まず手始めとしてできるところを、ということで今回させていただきました。もちろん市だけではなく、国全体の問題でもありますので、今後さらにいい方法がないか、国への要望等もしてまいりたいと考えておりますし、今後ともこの問題に関しては検討していこうと思っておるところでございます。</p>
<p>井元会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ほかにご質問やご意見はございませんでしょうか。</p> <p>それではお諮りいたします。本案件につきまして、事務局案どおり本取扱いを認めるという判断で、ご異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。</p>

事務局（杉林）	<p>います。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、全会一致で認められました。</p> <p>次に、審議案件の3「令和8年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）について」に移ります。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、令和8年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）についてご説明いたします。お手元の資料は資料3でございます。</p> <p>令和8年度の運営方針につきましては、基本的に令和7年度のものを踏襲し細かな修正のみとしております。</p> <p>また事前に案をお示ししましたところ、河相委員からご質問をいただいております。これが「事前質問・提案への回答」の1ページの前段の部分でございます。お手元の資料3ページ、3の（2）苦情の受付と対応の修正箇所に関する質問でございます。読み上げさせていただきます。</p> <p>ご質問です。「『指定介護予防支援業務の実施』部分が削除されることについて、根拠がお聞きできればと思いました。これは、地域包括支援センターが『介護予防支援』だけでなく、『介護予防ケアマネジメント』を含む業務をしていることから、意味合いとして削除されたのか、もしくはもっと広範囲の業務を意味して削除されたのかお伺いします。」</p> <p>回答といたしまして、ご指摘の箇所は苦情の受付と対応に関する記述でございますが、指定介護予防支援業務に関して求めています苦情解決の仕組みは、その他の業務においても当然必要なことと考えますので、指定介護予防支援に限定した記載ではなく、業務全般について意識すべきという趣旨で修正しております。なお、責任者、担当者の掲示等は、既に全センターで行っており、苦情への適切な対応ができる体制は取っておりますので、実際の業務においては特段の変更はございません。</p> <p>回答は以上でございます。</p> <p>また山田委員よりご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。「事前質問・提案への回答」の2ページ目になります。では、ご意見を読み</p>
---------	--

井元会長	<p>上げさせていただきます。</p> <p>ページ4のⅢ「茨木市の特徴を踏まえた「地域包括センターの活動状況（令和6年度）」については、令和7年度第1回運営協議会 資料2の各支援センターの活動状況や資料4の事業報告書で詳しく説明されています。</p> <p>茨木市は、人口約28万人、高齢化率約25%、南部は都市部、北部は、中山間地域で 自治会・サロン・ボランティアのコミュニティ活動が盛んです。これからも、茨木市らしい地域特性に応じた支援活動の継続をお願いしたいと思います。</p> <p>特に、南部の駅周辺は、独居高齢者・認知症初期支援・生活困窮との複合課題、北部の山間部は、交通弱者対策、買い物支援、見守り強化等が大事と思っています。なので、地域包括ごとに、地域課題について、支援の優先順位を明確にして進めていただきたいと思います。</p> <p>また、これからの運営の在り方（方向性）として、以下のことが重要と考えます。①これからも、地域包括ケアの中核として、医療・介護・福祉・地域住民をつなぐ「ハブ」としての役割を。②相談を待つのでなく、孤立・リスクの高い高齢者への積極的にアプローチ「アウトリーチ型支援」の強化を。③相談記録の電子化、情報共有システムの整備などによるICT活用による業務効率化を。④住民主体のサロン、支え合い活動など地域づくり「インフォーマル支援」の推進を。⑤成年後見制度利用支援、虐待対応の専門性向上、行政・警察・医療との連携体制の強化による「権利擁護・虐待防止の強化」を。</p> <p>ご意見としては以上でございます。</p> <p>重要な点として挙げておられます5点については、市といたしましてもいづれも重要なことと考えておりますので、今後もセンターや各関係機関と協力して実施してまいりたいと考えております。</p> <p>令和8年度運営方針に関するご説明と、事前にいただきましたご質問とその回答、並びにご意見は以上でございます。お気づきの点、ご提案等、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>河相委員、山田委員、ご意見ありがとうございました。ご質問もありがとうございました。特に、重ねては大丈夫ですか。</p>
------	---

<p>河相委員 井元会長</p>	<p>はい。</p> <p>山田委員もよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかにご質問やご意見はございませんでしょうか。</p> <p>それではお諮りいたします。本案件につきまして、事務局案どおりとすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。全会一致で認められました。</p> <p>それでは、最後にその他の案件として、連絡事項等がございます。事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局 (杉林)</p>	<p>その他の案件といたしまして、現在、本市におきましては、まず機構改正がございます。資料4になります。</p> <p>現在本市におきましては高齢者施策に係る業務が、長寿介護課、福祉総合相談課、地域福祉課の3課にまたがっております。そこで高齢者に関する施策を一体的に進めるため、長寿介護課を福祉部に移管するとともに、地域福祉課、福祉総合相談課、および長寿介護課を再編する機構改正を、令和8年4月に予定しております。なお、この内容は、3月議会に上程いたしまして、議決後に確定する運びとなりますので、詳細につきましては令和8年度第1回協議会で改めてご報告いたしますが、予定では高齢者施策を担当する「長寿政策課」を新設することとなっております。よって次回の運営協議会につきましては長寿政策課からご案内を差し上げることとなります。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
<p>井元会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>私たちに対する連絡が今度は長寿政策課さんからいただくということになるのですね。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかにごございませんでしょうか。</p>
<p>事務局 (杉林)</p>	<p>その他の連絡事項ですけれども、令和7年度の運営協議会は今回が最終となります。</p> <p>令和8年度第1回目の対面での開催は、令和8年7月の中旬頃を予定して</p>

井元会長	<p>おります。日時、会場につきましては、現在調整中でございますので、決定次第改めてご連絡させていただきます。</p> <p>連絡事項は以上となります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
------	--